

前回の指摘事項とその対応

平成 20 年 3 月 25 日に開催した前回の委員会で、『汚染土壌浄化施設の認定要綱(案)』についての説明に対し、委員から指摘があった事項とその対応については下記のとおりです。

1. 浄化施設の稼働前機能検査について「一定期間」とはどの程度か？施設の種類によって必要な期間が異なるが、種類ごとに期間を検討すべき。

施設の設置事業者は稼働前に機能テストを実施し、問題がないことを確認したうえで納入するのが一般的ですが、その稼働前機能検査が確実に実施されるよう義務付けるもので、特に「一定期間」という文言は必要ありませんので削除します。

2. 浄化施設の認定推進は掘削除去の抑制に直接は繋がらないので、別途適切な措置がとられるような施策を展開してもらいたい。

土地取引等に際して判明した土壌汚染は掘削除去されるケースが多いことについて、大阪府としては、経済的に過大な負担となること、また、搬出土壌による 2 次汚染の可能性があることから憂慮しているところです。環境省も、同様の危機意識を持っているところであり、指定区域の解除条件は、現在、掘削除去もしくは原位置浄化だけとなっていますが、今回の法制度の見直しのなかで、これらの手法以外の措置に対しても、「対策実施済みである地域」と明示することなどが検討されています。また、リスクコミュニケーションの導入により、これまでの掘削除去一辺倒から、他の措置への転換が進むのではないかと期待しているところです。

3. 廃棄物との混合等により、浄化ではなく希釈効果で基準適合するようになることが起こらないように、配慮する必要がある。

「汚染土壌浄化施設の認定に係る構造及び維持管理の指針」の基本性能の構造指針 に『希釈等により土壌中の特定有害物質の含有量及び溶出量を低減するものでないこと』と規定されており、これに反する構造でないことを確認します。また、維持管理指針では、『廃棄物との混合は原則禁止』とされており、これに関する対応策についても厳格にチェックします。

4. 川崎市のように、申請者の能力についても規定すべきではないか？

「川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱」では、認定者要件として『申請者の能力が、認定施設の設置、変更及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有していること』とされており、その適合性の判断は、申請者の添付書類等により慎重に審査することとなっています。川崎市に確認したところ、「申請者の能力を判断することは事実上困難であり、実際には管理責任者の経歴や社内規程で適合性を判断している。」とのことでした。

本要綱案では、川崎市と同様に、管理責任者の経歴、社内規程等について審査することとしています。